

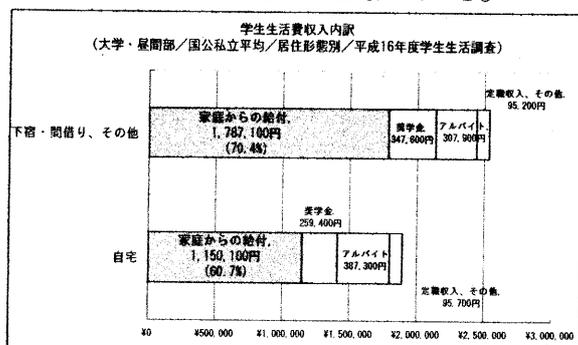
親子間教育費ルールと学生生活・親子関係

—大学生質問紙調査分析を中心に—

末富 芳 (福岡教育大学)

■ 1 問題設定

日本の教育費負担構造の特殊性は、授業料や生活費といった大学教育費において大学生(子ども)の親への依存度が高いという点にある。平成16年度学生生活調査の結果からも、年間学生生活費(学費+生活費)のうち下宿生の場合70.4%を、自宅生の場合60.7%を家庭からの給付に依存していることがあきらかとなっている。



いっぽうで、家計所得レベルの違いにより、親の教育費に対する態度が分化しているという指摘もある(森永 2004, p.60)。全体として、家庭への依存度が高いとされる学生生活費ではあるが、家計の所得レベルや親の方針の違いにより、家計からの大学生への教育費支出構造は多様化しているとも考えられる。

家計(=親)依存度の高いとされる日本の教育費支出構造の中で、大学生はじっさいにはどのような親子間の教育費ルールのもとで学生生活をすごしているのかを明らかにすることが本報告の第1の課題である。

また、教育費ルールが大学生の学生生活および親子関係に対し影響を与えているのかどうかは検証される必要がある。

教育費ルールと大学生活との関連性については、親負担度の高いパラサイト大学生ほど怠惰な学生生活をすごしやすい、大学教育費をアルバイトや奨学金によって支出する学生ほど意欲的な学生生活をすごすはずである、というような仮説が一般的には想定されるであろう。いっぽうで、大学教育費支出のための過重なアルバイト労働は大学生の学生生活のマイナス要因ともなりうる

ケースも想定できる。本報告の第2の課題は、大学生親子間の教育費ルールと大学生活との関連性を検証することに置かれる。

また親子間の教育費ルールは、大学生の生活だけでなく、現在および将来の親子関係にも影響を及ぼすととらえられる。「親に対する態度は、自分や親の経済状態、過去の援助関係によって変化する功利主義的な態度」(山田 1995, p.45)が社会的に浸透していく可能性が指摘される状況がある。大学教育費は親から子への「援助関係」の主要部分を占めることから、大学生の親に対する意識に影響を与えることが想定される。「功利主義的親子関係」仮説の妥当性を大学教育費に限定して実証することが、本稿の第3の課題である。

■ 2 質問紙調査概要とデータの特性

本報告では、筆者が2005年に実施した大学生への質問紙調査を用いる(昼間部、フルタイム学生)。この質問紙調査は2005年の9月から11月にかけて九州地方の同一県内に所在する1国立大学と2私立大学で筆者自身が実施、回収したものである。各大学の教員免許法に定める教職科目において集合調査を行った。質問紙の内容は(1)教育費の収入と使途(仕送り額、奨学金受給の有無、仕送りや奨学金の使途、アルバイト状況、授業料支払者)、(2)大学生活の実態(取得単位における「優」割合、大学生活への積極度、就職への意欲等)、(3)親子関係(父親との関係、母親との関係、将来の恩返し意識等)である。そのほか家計所得、保護者学歴等の社会経済変数についても質問を行った。

	A大学	B大学	C大学
調査年月	2005年10月	2005年9月	2005年11月
設置形態	国立・単科大学	私立・総合大学	私立・文系総合大学
調査方法	集合調査法(教職科目)	集合調査法(教職科目)	集合調査法(教職科目)
有効回答数	261	107	163
男女比率	男子91(34.9%), 女子170(65.1%)	男子63(58.9%), 女子44(41.1%)	男子30(18.4%), 女子133(81.6%)
平成17年度初年度留付金	817,800円(検定科)	1,095,710円(文系学)	1,120,000円(文系学)
平成17年度授業料	535,800円	699,000円(文系学)	720,000円(文系学)

■ 3 親子間教育費ルール分類

本報告では、親子間教育費ルールについて大学生質問紙調査の結果にもとづき質的分類と量的分類を行っていく。

[1] 量的分類

まず大学生の親子間教育費ルールを“収入”面から量的に分析した。今回の質問紙調査においては1ヶ月の総収入額(仕送り、アルバイト、奨学金含む)、保護者からの仕送り額、1ヶ月のアルバイト額についての質問を行っている。[選択肢:「ない」(→0円)、1万円未満(→1万円)、1~3万円未満(階級値2万円)、3~5万円未満(階級値:4万円)、5~10万円未満(階級値:7.5万円)、10~15万円未満(階級値12.5万円)、15~20万円(階級値:17.5万円)、20万円以上(→20万円)]以上、3変数をクラスター分析にかけたところ、下記の3つの類型が得られた。

	第1クラスター 低収入/ 中依存 N=338	第2クラスター 高収入/ 低依存 N=55	第3クラスター 高収入/ 高依存 N=104
【階級値】1ヶ月の総収入額(万円)	5.10	13.23	9.52
【階級値】保護者からの仕送り・小遣い月額(万円)	1.58	2.08	8.47
【階級値】アルバイト月額(万円)	2.73	6.32	1.30

[2] 質的分類

大学生の親子間教育費ルールについて質的な検討を行おうとする際、重要であるのは島[1999]の分析である。島(1999, p.192)では親と学生の学生費負担の分担状況によって①「親依存型」(アルバイトをしておらず、すべての学生費を親に負担してもらっているタイプ)、②「平均型」(学生費のほとんどを親に負担してもらっており、自分が得たアルバイト収入を主に遊興費に用いている)、③「準自立型」(学費もしくは生活費の大部分を自分で負担している)、④「完全自立型」(まったく家庭給付を受けておらず、学校納付金などの学費も生活費もすべて自分で負担している)の4類型に分類されている。

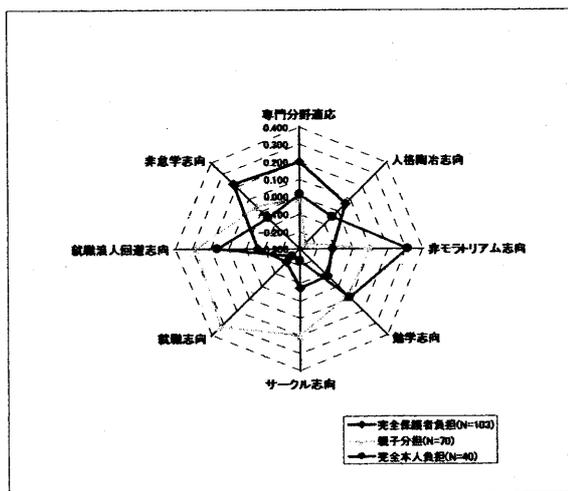
島[1999]の分類は、学費と生活費をあわせて誰が負担しているのかという点を基準としているという意味で“収入”を重視しているといえる。本報告では、学生の“収入”だけでなく、“支出”のうち誰が授業料を支払うのかという

保護者からの仕送りの有無×アルバイトの有無×奨学金・ローン利用の有無×授業料大学生本人負担の有無、に注目する必要があることがわかる。この分類法により、最大16類型が得られる見込みとなるが、じっさいに今回のサンプル集団に分類法を適用した結果、度数が5以上となった13類型に注目し、さらに特徴的な教育費グループに分類したのが下図である。

島(1999)の分類	教育費ルール	授業料負担者	保護者からの仕送り・こづかい	アルバイト	奨学金等利用(学生本人返済)	度数	% (N=432)	
親依存型	完全親負担(N=103)	親(保護者)	○	×	×	103	23.84	
平均型	部分的親負担(N=120)	親(保護者)	○	○	×	120	27.78	
単自立型	親子区分(N=99)	親(保護者)	×	○	×	50	11.57	
		親(保護者)	×	○	○	31	7.18	
		親(保護者)	×	×	○	9	2.08	
		親(保護者)	×	×	×	9	2.08	
	親子分担(N=70)	授業料親負担型(N=47)	親(保護者)	○	○	○	25	5.79
		親(保護者)	○	×	○	22	5.09	
完全自立型	完全本人負担(N=40)	本人(学生)	○	○	○	15	3.47	
		本人(学生)	○	×	○	8	1.85	
		本人(学生)	×	○	○	32	7.41	
		本人(学生)	×	○	×	6	1.39	
		本人(学生)	×	×	○	6	1.39	

■ 4 大学生生活と教育費ルール

質問紙調査において、大学生生活に関する30項目の質問を主成分分析によって、得点化した。教育費ルール(質的分類)別に、主成分得点平均を示したのが下図である(一部)。



この結果からは親子間教育費ルールは大学生の学生生活に影響を与える、という仮説はもっともらしく見える。この仮説をより詳細に検討するために、大学生生活に与える社会経済変数(大学生本人性別、大学設置形態、家計所得、親学歴、きょうだい数、奨学金利用状況等)の影響を多変量解析によって分析した。

以下、当日報告。

■ 5 親子関係と教育費ルール

■ 6 考察

[参考文献]

文部科学省, 2006, 『平成16年度学生生活調査結果』
 森永卓郎, 2004, 『「カネ」はなくとも子は育つ』中公新書ラクレ。
 島一則, 1999, 『親と大学生の学生生活費負担に関する実証的研究』『高等教育研究』第2集, pp.177-200。